

給付金等事業不正対応等事業

中小企業庁長官官房総務課

令和5年度予算額

9.5 億円 (8.4 億円)

事業の内容

事業目的

本事業は持続化給付金、家賃支援給付金、一時支援金、月次支援金及び事業復活支援金（以下「給付金等」という。）に係る不正受給に関する調査、警察への捜査協力への対応等を行うことにより、不正受給者からの債権回収等を適切に行うことを目的とします。

事業概要

本事業は給付金等の不正受給等に対応するため、以下の取組を行います。

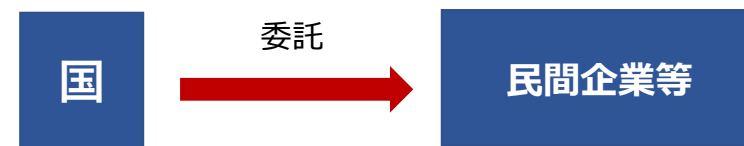
(1) 給付金等不正対応等事業

警察への捜査協力への対応等や、誤って申請を行い受給してしまった申請者からの自主返還の受け付け等を行います。

(2) 不正受給調査・債権管理・回収等事業

給付金等の不正受給に関する調査や、不正受給に係る債権の回収に必要な督促・調査等を行います。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

不正受給に係る債権について、国の債権の管理等に関する法律（債権管理法）に基づき、適切に管理及び回収を行うことを目標とします。